



生第429号  
平成27年12月25日

都道府県交通安全対策主管課(室)長 殿

徳島県危機管理部県民暮らし安全局  
生活安全課 長



「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」の周知について(依頼)

日頃は、本県の交通安全対策にご支援、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、本県では、去る10月に発生した、視覚障がい者と盲導犬が被害に遭う交通死亡事故を受け、「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」に下記条例抜粋のとおり、交通安全対策関係の規定を盛り込むとともに、当該規定については、公布の日から施行することとし、県民への周知を図っております。  
つきましては、貴職におかれましても、交通安全対策協議会等各種会議などの機会に、本県が制定した条例の交通安全対策規定について、都道府県民等への周知をお願いいたします。

**「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」(抜粋)**  
(障がいのある人の交通安全等)

第26条 県民及び事業者は、身体障がい者用の車椅子で通行している人、白色又は黄色のつえを持った人、身体障害者補助犬を連れた人その他の安全に配慮が必要と認められる障がいのある人が通行又は歩行している場合においては、その通行又は歩行を妨げないようにするとともに、その安全が確保されるよう必要な配慮をしなければならない。

2 県民及び事業者は、障がいのある人の通行又は歩行の安全を確保するため、自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車をいう。以下この項において同じ。)を運転する場合において、当該自動車にその存在又は接近を歩行者等に知らせる音を発する装置(自動車の後退時に音を発する装置を含む。)が搭載されているときは、当該装置を用いなければならない。

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第26条の規定は、公布の日から施行する。

— 担 当 —  
徳島県危機管理部県民暮らし安全局  
生活安全課 交通安全担当  
森・岸本・吉本  
電話 088-621-2287